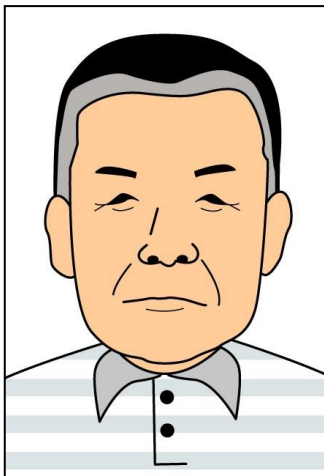


## 出向関係の取り決め文書、県労委も要求しとるが

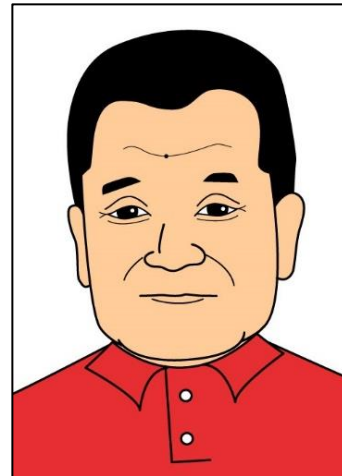
# 会社は隠さず、はよう出しねえ！

山陽争議ニュース 2019.2.20



山陽新聞社で働くみなさん、おはようございます。

印刷一筋で約40年、一生懸命に働いてきた山陽新聞労働組合の田淵委員長（57歳、イラスト右）と、加賀副委員長（63歳、イラスト左）の2人が、会社の嫌がらせで早島工場に行かせてもらえず、編集局に異職種配転されて、もう9カ月になります。



この2月8日には、こうした「従業員

いじめ」「組合つぶし」を続ける新聞社のあり方、さらには越宗取締役会長が理事を務める加計学園の問題をきちんと追及しない紙面のあり方を考える市民集会「これでいいの？ 山陽新聞」が岡山市内で開かれました。

報道機関としての山陽新聞社の姿勢に疑問を投げかける前川喜平さん（元文部科学事務次官）の講演や、ジャーナリストの三宅勝久さん（元山陽新聞記者）も加わったパネル討論に約400人の読者・市民が聞き入り、超満員となった会場が熱気に包まれたことは、13日の組合ニュースでもお伝えした通りです。

集会の様子は、インターネットでも生中継と事後の動画配信が行われ、非常に多くの読者・市民が、山陽新聞社の報道姿勢や労務政策への疑問を共有しました。

## 出向関連の就業規則や会社間の取り決め文書を、なぜ出さない？

この集会の余韻も残る19日、田淵さんと加賀さんを会社が印刷職場から追い出した不当労働行為事件で、岡山県労働委員会の第4回調査が行われました。

けしからんことに、会社側は相変わらず、県労委が「提出してほしい」と言っている書類をいつまでも出そうとせず、のらりくらりと遅延行為を働いています。

県労委は昨年12月の前回調査で、山陽新聞社と、早島工場を運営する子会社「山陽新聞印刷センター」との関係について「（両社の間に）出向に関する包括的な取り決めはないのか？」と、再三尋ねていました。ところが、山陽新聞社に雇われた弁護士も、また印刷センター社に雇われた広島県の弁護士も「それ [ウラ面へ](#)

は・・・」などと口ごもり、あるともないとも答えられないという不審な反応を繰り返しました。そのため県労委は「契約書があるなら提出を」と重ねて求めていたのです。

にもかかわらず、この日の調査でも、県労委（公益委員）の問いかけに対して、会社側の弁護士らは、こういう奇妙な受け答え（要旨）を長々と繰り返しました。

**県労委** 会社が2月8日に県労委へ出した書面には「山陽新聞社と印刷センター社との間で、本件（組合が救済を申し立てている不当労働行為事件）にかかわらない出向一般に関する包括的な契約書は締結していない」とあるが、出向者の労働条件については、会社間でどういう取り決めになっているのか？ その内容が分かる書類はあるのか？

**山陽新聞社の弁護士** 本件のものは、もちろんある。

**県労委** それを提出してくれないか？

**山陽新聞社の弁護士** 検討させていただく。

**県労委** 山陽新聞社の就業規則に、出向についての規定はあるのか？

**山陽新聞社の弁護士** それはある。

**県労委** 提出してほしい。

**山陽新聞社の弁護士**（提出するかどうかの判断を）持ち帰ります。

**県労委** 印刷センター社は、受け入れた出向者に適用する就業規則はあるのか？

**印刷センター社の弁護士** 就業規則は当然ある。

**県労委** 提出してほしい。

**印刷センター社の弁護士** 必要ですか・・・？

**組合の鷺見弁護士** 出向扱いの人は、印刷センター社と労働契約を結んでるんでしょ？

**印刷センター社の弁護士** 労働契約関係はあります。

**組合の鷺見弁護士** 個別労働契約を結んでるんでしょ？

**印刷センター社の弁護士** ありますよ、当然。

**組合の鷺見弁護士** ペーパーはあるんでしょ？

**印刷センター社の弁護士** ペーパーはないです。（会場内に、どよめきの声）

**組合の鷺見弁護士** 個別労働契約のペーパー以外で「出向者については、こういう扱いにする」という（取り決めの）文書があるのか？

**印刷センター社の弁護士** 審査委員（公益委員のこと）はそれが必要ですか・・・？ われわれは必要性がないと考えている。必要なら（求）釈明という形で出してほしい。

**県労委** こちらは（求）釈明という形で、労働条件について、どういう取り決めがあるのかと聞いている。山陽新聞社には、就業規則に出向に関する規定があるだろうから、それを出してほしい。印刷センター社には、出向者の扱いに関する規則を出してほしい。

就業規則や出向に関する会社間の文書など、さっさと出せば済むものを、会社はいつまでモタモタと時間つぶしをするのか？ この日、争点整理が終了すれば、次回は証人尋問に入るはずでしたが、県労委の用意した争点案（修正版）に、会社が「持ち帰って検討する時間がほしい」と言って、次回調査は4月3日、証人尋問は5月10日（田淵さん、加賀さん、藤井さん）と、13日（日下労担、片山印刷局長）にずれ込みました。組合は、加賀さんの定年が来年2月に迫ることから、迅速な進行を重ねて強く求めました。